

## 寄附金等取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人CTC未来財団（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (寄附金の種類及び募集)

第2条 この法人が受領する寄附金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
  - (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申込みにあたり、あらかじめ用途を特定した寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
  - 3 この法人は、常時、寄附金を募ることができる。
  - 4 金銭の寄附金は、銀行振込、クレジットカード支払いおよび電子決済（以下総称して「カード払い」という。）にて受領する。

### (寄附金の用途)

第3条 一般寄附金は、原則として、定款第4条に規定する公益目的事業の用に供するものとする。ただし、当該寄附金のうち、管理費実費相当額を限度として管理運営の用に供することができる。

- 2 前項については、寄附者に了解を得るものとする。
- 3 特定寄附金は、その全額を寄附者の特定した用途に使用するものとする。

### (寄附の申込みがあった場合の取扱手続)

第4条 この法人に対し寄附の申込みがあったときは、寄附者及び寄附内容を確認しなければならない。

- 2 寄附者は、前項の申込みの際して、書面により、寄附申込書をこの法人へ提出するものとする。ただしカード払いの場合は電磁的方法により提出するものとする。
- 3 寄附者が、次のいずれかに該当するとき又はそのおそれがあるときは、理事会の承認を得て当該寄附金の受領を辞退しなければならない。
  - (1) 法令に抵触するとき、この法人の業務遂行上支障があると認められるとき及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当であると認められるとき。
  - (2) 第2条第1項第2号の特定寄附金について、その用途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき。
- 4 第1項の寄附の申込みを承諾する場合には、代表理事（寄附金が100万円未満である場合）又は理事会（寄附金が100万円以上である場合）の承認を得なければな

らない。

- 5 寄附の申込みを承諾する場合には、当該寄附者へ書面により寄附承諾書を送付するものとする。ただしカード払いの場合はこの限りではない。
- 6 寄附の申込みを辞退する場合には、当該寄附者へ書面により寄附辞退書を送付するものとする。

(受領書の送付)

- 第5条 寄附金を受領したときは、遅滞なく寄附金受領書を寄附者へ送付するものとする。
- 2 前項の寄附金受領書には、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(備置き及び閲覧等)

- 第6条 この法人が受領する特定寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項を記載した書類を事務所に備置き、これを閲覧等に供するものとする。

(個人情報の保護)

- 第7条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に努めるものとする。

(補則)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、令和2年2月18日から施行する。(令和2年2月18日理事会議決)
2. 令和3年2月19日改定(令和3年2月19日理事会議決)
3. 令和5年11月13日改定(令和5年11月13日理事会議決)